

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市社会教育委員設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市社会教育委員設置条例（昭和39年富田林市条例第31号）の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項第2号に規定する委員の会議（以下「会議」という。）に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

5 議長がやむを得ない事情があると認める場合は、文書その他の方法による持ち回りの会議を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集する必要がないと議長が認める場合も同様とする。

(事務局)

第4条 会議の事務局は、生涯学習担当課に置く。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第3条1項の規定にかかわらず、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。